

別紙

提出書類等一覧

制限付一般競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

区分	備考
○ 石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。	<ul style="list-style-type: none">石油製品販売業開始届出書または石油製品販売業変更届出書の写し（いずれも最新のもののみで可）
○ 挿発油等の品質の確保等に関する法律第3条の規定による挿発油販売業の登録を受けていること。	<ul style="list-style-type: none">挿発油販売業者登録通知書または挿発油販売業者変更登録通知の写し（いずれも最新のもののみで可）
○ 北海道北見方面紋別警察署（紋別市南が丘町1丁目5番16号）から半径3キロメートルの範囲において営業する直営又は代行の給油スタンド（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）で給油が可能のこと。 また、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び1月3日を除いた日において給油が可能のこと。	<ul style="list-style-type: none">申出書（別記様式）
○ 北海道北見方面紋別警察署興部警察庁舎（紋別郡興部町字興部755番地3）から半径3kmの範囲内において営業する直営又は代行の給油取扱所（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）で給油が可能のこと。	
○ 紋別郡滝上町、紋別郡興部町字沙留、紋別郡雄武町字雄武、紋別郡西興部村字西興部において営業する直営又は代行の給油スタンド（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）で給油が可能であること。	

※ 上記のほか、追加で資料の提出を求める場合があります。

※ 提出を受けた書類、資料は返却しません。

【提出期限】令和8年2月27日（金）まで